

沿岸広域振興局長告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年3月17日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大船渡広田陸前高田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市末崎町字石浜34番1地先から字平林104番1地先 まで	新	A 32.8～5.8 m	m 2,677.9
大船渡市末崎町字石浜34番1地先から字細浦128番1地先 まで		B 82.3～11.9	1,062.2
大船渡市末崎町字石浜34番1地先から字平林104番1地先 まで	旧	A 32.8～5.8	2,677.9

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

(1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

(2) 期間 平成29年3月17日から同年4月17日まで